

○岡山県警察会計監査規程

(平成 16 年 2 月 27 日警察訓令第 4 号)

改正 平成 16 年 5 月 25 日警察訓令第 18 号 平成 20 年 9 月 29 日警察訓令第 20 号
令和 3 年 3 月 9 日警察訓令第 4 号

岡山県警察会計監査規程を次のように定める。

岡山県警察会計監査規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、岡山県警察の効率的で適正な会計・経理の保持に資するために行う会計監査(以下「監査」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(監査の種類)

第 2 条 監査の種類は、定期監査、随時監査及び特別監査とする。

2 定期監査は、各所属の会計経理に関し、担当職員の事務処理能力の向上及び適正経理の推進を図るため、毎年度 1 回以上行うものとする。

3 随時監査は、適宜に応じ、各所属の会計経理のうち、特定の事項について行うものとする。

4 特別監査は、特定の所属の会計経理に関し、警察本部長(以下「本部長」という。)が特に必要と認めた場合に行うものとする。

(監査の実施者)

第 3 条 本部長は、警務部会計課長又は警務部会計監査官のいずれかを指名し、監査を行わせるものとする。ただし、本部長が特に必要があると認めるときは、本部長が指名する職員に監査を行わせることができる。

2 前項の規定による指名を受け監査を行う者(以下「監査実施者」という。)は、監査を行うに当たり、監査補助者を置くことができる。

(監査の実施項目)

第 4 条 監査は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 収入及び支出
- (2) 現金及び有価証券の出納及び保管
- (3) 物品の管理
- (4) 公有財産の管理
- (5) 遺失物の取扱い
- (6) その他会計に関し本部長が必要と認める事項

(実施計画の策定及び変更)

第 5 条 本部長は、定期監査を適正に行うため、次に掲げる事項についての実施計画を毎年度策定するものとする。

- (1) 実施時期

- (2) 対象所属
- (3) 実施項目
- (4) その他必要な事項

2 本部長は、監査を効率的に実施するため特に必要があるときは、実施計画を変更することができる。

(監査実施上の措置と所属長の協力)

第6条 監査実施者は、監査の実施に当たり、所属長に次に掲げる事項を要求することができる。

- (1) 帳簿、書類その他必要な資料の提出
- (2) 金庫(倉庫を含む。以下同じ)及び当該金庫に保管されている物の管理状況の確認
- (3) 所属長又は関係職員の立会い及び説明
- (4) その他適正な会計経理を推進するために必要な措置

2 所属長は、監査の実施に当たっては、その目的が達せられるよう、積極的に協力しなければならない。

(監査結果の報告)

第7条 監査実施者は、監査の結果を本部長に報告しなければならない。

(公安委員会への報告)

第7条の2 本部長は、毎年度終了後、監査の実施状況を速やかに取りまとめ、岡山県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に報告するものとする。

2 前項に規定するもののほか、本部長は、特に必要があるときは、速やかに、監査の実施状況を公安委員会に報告するものとする。

(監査結果の措置)

第8条 本部長は、監査の結果に基づき、是正又は改善のための指示その他必要な措置を講ずるものとする。

2 是正又は改善の指示を受けた所属長は、本部長に対し書面により、速やかにその措置状況を報告しなければならない。

(所属における内部監査等)

第9条 第2条第1項に規定する監査のほか、所属長は、所属の会計経理について、毎年度1回以上監査を実施しなければならない。

2 所属長は、適正な会計経理の保持に向け、部下職員に対する指導教養に努めなければならない。

(その他)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(岡山県警察事務決裁規程の一部改正)

2 岡山県警察事務決裁規程(平成11年岡山県警察訓令第7号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則(平成16年5月25日警察訓令第18号)抄

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年9月29日警察訓令第20号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年3月9日警察訓令第4号)

この訓令は、令和3年3月12日から施行する。